

栃木県眼科医会理事会だより(平成22年度第2回)

日時：平成22年7月21日（水） 午後7時より

場所：宇都宮市医師会館

出席：宮下会長、原(裕)、旭副会長、木村、大久保(彰)、大野、吉沢(徹)、城山、苗加、福島、
落合(憲)、上田、小幡、大沼、井岡、斉藤(春)、高橋、斉藤(哲)、堤理事、松島(雄)監事、
茨木、斉藤(武)、妹尾顧問 計23名

欠席：牧野、松島(博)理事、鈴木監事、早津、稲葉(光)、田口、柏瀬、佐藤顧問 計 8名

[会長挨拶]

皆さんお忙しいところありがとうございます。今回、平成22年度の2回目の理事会になります。いつものようにいろいろと難しい議題がありますので、よろしくお願いします。

[総務]

報告：1. 代議員会総務常任委員会出席報告（5月23日(日)日眼医事務局）

原裕副会長が出席。議題として、第2回定例代議員会へ上程予定の新法人制度への対応に伴う定款変更にあたり、先決すべき事項4題について討議された。

(1)第三号議案：代議員会における事業計画および収支決算の取り扱いと代議員会の開催時期

現在は事業計画および収支予算が代議員会の承認事項とされているが、新年度に入ってから審議であり、厳密には事後承認になっている。法律上、計算書類については代議員会(社員総会)の承認を受ける必要があるが、予算については代議員会(社員総会)の承認が必要とされていないので、報告のみでも法律上の問題はない。無論、代議員会が本会の最高議決機関であることを重視し、これまで同様に事業計画および収支予算へのブロック代表質問に答える事とする。役員改選については、現行どおり4月の(定例)臨時代議員会で理事および監事の選任を行う事を予定しており、理事については、選任された4月の(定例)代議員会の終結時に直ちに就任する事を予定しているが、監事については、法人法の規定により、その任期は「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」が最短とされているため、監事の員数が定員を超える事がないよう、その就任の時期を6月の定時代議員会の

終了時とするよう予定している。

(2)第四号議案：代議員数の算出方法

代議員の算出法は第一次試案、完全ドント、変則ドント 4 種類、鳥取県案の 7 案が議論されたが、常任委員会では代議員一名あたりの会員数の格差を少なくするよう、第一次試案を上程する。この試案では、代議委員数138名(現行118名)、代議員が一名の都道府県の数20(現行26)、代議員一名あたりの会員数の格差2.1(現行2.4)になる。なお、栃木県では本改正に伴い、代議員は1名増えて2名となる予定。

(3)第五号議案：会員の権利に関する附則および細則

現行のいわゆる「保留会員」システムについてはこれを廃止するかどうかが問題であったが、理事会、会員資格検討委員会、新公益法人制度検討委員会等で検討し、専門医制度維持のためにも必要であるため、存続する方向が望ましい、とされた。

(4)第六号議案：代議員選出規定

新制度の社団法人において代議員制を採用し、代議員会を法人法上の社員総会とするには、代議員を選出するための制度の骨格(定数、任期、選出方法、欠員措置等)が定款で定められている事が必須であり、各都道府県眼科医会における選出方法には普遍性が求められるが、これまでの事情に配慮して各医会の自主性を尊重した形での規定を提案する。なお、各医会における立候補が配分定数以内であれば、実際に選挙を行う必要はない。

2. 平成22年度第1回関プロ支部長会議、連絡協議会開催報告(5月29日(土)高崎市メトロポリタン6)

支部長会議には宮下会長が出席。丸山博信会長の司会進行により、協議事項として、茨城県から、「医療機関や関連業者の過剰広告に対する対応」が提出され、次の代議員会の議題として提出する事となった。その他、関プロ学会の開催内容の簡素化について、日本眼科医連盟の会費徴収問題について、関東甲信越眼科医会と東京都眼科医会との協力関係について、などが協議された。

連絡協議会には宮下会長、原裕副会長、稲葉(光)、柏瀬、早津顧問が出席。今年から関プロ世話人が秋元清一先生から種田芳郎先生に交代された。また、秋元清一先生(神奈川)、八木橋俊之先生(埼玉)、佐々木隆弥先生(山梨)、北原博先生(長野)が顧問に就任する事になり、承認された。平成21年度の事業報告があり、承認された。また、本県の実原先生が眼科有床診療所の委員に選任された。その

他の議題として、幼稚園等における就学時健診時の視力検査について各県の対応、各ブロック内の男女共同参画について、等が協議され、それぞれについて今後推進してゆく事になった。

3 . 平成22年度第2回日眼医定例代議員会、定例総会出席報告((6月26日(土)、27日(日)京王プラザホテル)

原(裕)副会長が出席。詳細は日本の眼科第81巻第7号に掲載。

定例代議員会

1) 報告

平成21年度社団法人日本眼科医会会務ならびに事業報告

2) 議事

第一号議案 平成21年度社団法人日本眼科医会決算の件

第二号議案 社団法人日本眼科医会顧問、参与委嘱の件

第三号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の決定の件(1)代議員会における事業計画および収支予算の取り扱いと代議員会の開催時期

第四号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の決定の件(2)代議員数の算出方法

第五号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の決定の件(3)会員の権利に関する附則および細則

第六号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の決定の件(4)代議員選出規定

定例総会

1) 報告

(1)平成21年度社団法人日本眼科医会会務ならびに事業報告

(2)社団法人日本眼科医会顧問、参与委嘱の件

2) 議事

第一号議案 平成21年度社団法人日本眼科医会決算の件

第二号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の決定の件(1)代議員会における事業計画および収支予算の取り扱いと代議員会の開催時期

第三号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の決定の件(2)代議員数の算出方法

第四号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の
決定の件(3)会員の権利に関する附則および細則

第五号議案 新法人制度への対応に伴う定款変更にあたって先決すべき事項の
決定の件(4)代議員選出規定

4. 眼科有床診療所検討委員会出席報告(7月11日(日)日眼医事務局)

原(裕)副会長が出席。現在、東京都内には公立病院や大学付属病院などが多数あるため眼科有床診療所は6施設しかなくなっている。地方にはまだ残っているが次第に減少していくものと見られ、今後実態の把握を進め、存続の意義や在り方について厚労省への働きかけも進めてゆく方針である。

5. 平成22年度表彰対象者の表彰状が日眼医から送付

本県では会長表彰として田口太郎先生、矢尾板栄子先生の表彰状が送付された。

6. 国際医療福祉大学から依頼の「視能訓練士求人についてのお願い」の件

求人のさいにはホームページ(<http://www.iuhw.ac.jp/job/hospital.html>)より「求人申込票」をダウンロードして使用するか、又は、各自の求人申込書を電子メール又は、郵送で学生課まで送っていただきたい、との事。

国際医療福祉大学学生課 〒324-8501 栃木県大田原市北金丸2600-1

TEL : 0287-24-3003 (学生課直通) FAX : 0287-24-3140 (学生課直通) E-mail :
shuushoku@iuhw.ac.jp

7. 会員の異動

勤務先変更 : B 小原喜隆 (獨協医大)

転出 : B 新里一郎 茨城県へ

会員種別の変更 : B → A 大久保 彰 (宇都宮 おおくぼ眼科)

A → B 大久保 好子 (宇都宮 おおくぼ眼科)

協議 : 1. 男女共同参画社会への対応

栃木県女医会(眼科)の発足準備(来年度)について

来年の関プロ学会で、各県の会合を開く方向で検討中。本県も既存の眼科女医会に働きかけ意見を調整していく予定。同時に今後女性理事の採用を積極的に行っていきたい。

2. 入会希望者について(転入、開業を含む)

C 坂東 誠 (獨協医大)

C 石井洋次郎 (獨協医大)

3. 平成22年度 日眼医全国支部長会議（9月5日(日)東京プリンスホテル）の件
宮下会長が出席予定。コメディカル事業と新法人制度について、集中討議を予定している、との事。

[経理]

報告：1. 第43回栃眼医研究会収支報告

収入：A, B 67名 C 4名分の会費 207,000円

支出：講師御礼 100,000円 × 2 = 200,000円 御車代 30,000円 × 2 = 60,000円

合計260,000円

差額の53,000円を一般会計より補助

2. 栃眼医会費等の納入状況

7月14日現在、A 51名、準A 1名、B 45名、C 3名、合計100名が納入済み

3. 平成22年度眼科初期救急体制整備支援事業費補助金の交付について

県医事厚生課より500,000円の交付が決定されたとの連絡あり。実際の交付は来年4月に実績報告を提出した後になる予定。

[学術]

報告：1. 第43回栃眼医研究会開催報告（（日本アルコンと共催6月11日(金) 宇都宮グランドホテル）

72名が参加、盛会のうちに終了。

2. ビジョンケアセミナー2010(10月30(土)、31(日)千代田区ベルサール九段)の件
資料が送付された。

3. 日眼医より依頼の市民公開講座のポスター掲示について

「感覚器『視覚と聴覚』と社会のつながり」(8月10日(火)港区 日本学術会議講堂)

協議：1. 第33回獨協医大栃眼医合同講演会の件(7月23日(金)獨協医大)

特別講演

1) 「前眼部の免疫」福島敦樹先生（高知大学医学部眼科教授）

2) 「後眼部の免疫」園田康平先生（九州大学医学部眼科講師）

なお自治、獨協との合同講演会では、今まで講師御礼として100,000円と御車代20,000円、それ以外に交通費実費相当を支出していたが、わかりにくいため今後は交通費全て込みで御車代30,000円を支出するようにした。

(足りない場合は医局が一時立て替え、後日事務局に請求) これにより今後講演会の支出は講師御礼と合わせ全て130,000円で統一される事になる。

2. 第44回栃木県眼科医会研究会について

平成23年1月14日(金)宇都宮グランドホテルを予定。キッセイ薬品と共催。演者は未定。

3. 第18回栃木眼科セミナーの件(自治医大、興和創薬共催、当会后援、10月1日(金)ホテル東日本宇都宮)

特別講演: 白内障について 太田一郎先生(眼科三宅病院)

緑内障について 青木由紀先生(自治医大眼科)を予定。

4. 第60回栃木県眼科医会集談会開催の件(10月15日(金)宇都宮医師会館)

特別講演: 佐藤幸裕先生(自治医大)を予定。

[医療安全対策及び福祉]

報告: 1. 第32回眼科コメディカル試験結果報告

高橋(春)理事が報告。5月15日(土)に全国各地で開催された。受験者数は2,367人(栃木県13名)、平均点は85.6点(栃木県83.4点)であった。なおテキストの追加申し込みについては日眼医本部に直接申し込みを。

協議: 1. 第73回栃眼医親睦ゴルフコンペについて(サンレイクカントリークラブ)

平成22年11月3日(水)宇都宮カントリークラブ予定、幹事は稲葉全郎先生。

[保険]

報告: 1. 平成22年度関プロ健康保険委員会開催報告(5月29日(土)高崎市ホテルメトロポリタン)

旭副会長が出席。議題は以下の通り。

1) 両眼無水晶体眼の調節検査の可否について

2) OCTの適応疾患

* 緑内障は認める。

* 網膜血管硬化症は一般には認められない。

* 後部硝子体剥離はみと認められない。

3) 地域医療加算を登録している率は、ほぼ20~30%。

4) CL検査の範囲に関して、初診時一般眼科検査を行い、再診時CL検査で請

求する場合どのように対応するか。(初診時のトライアルのみで結局やめてしまった場合など)

5) FAG検査を行う前、予備検査として全身検査、(血液検査、X-P、ECGなど)を認めるか。群馬と神奈川のみ必要がある場合注記や疑い病名により認めるという意見があったが他は認められないという意見であった。

2. 平成22年度日眼医全国審査委員連絡協議会出席報告(6月13日(日)東京プリンスホテル)

城山理事が出席。支部提出議題と本部見解の詳細は日本の眼科第82巻第8号に掲載予定。ブロック会議の討論の話題として、集団的個別指導の個別指導部分が数年ぶりに上位8%の医療機関に対し、始まっている、との事。

3. 平成22年度第1回栃木県社保国保審査委員連絡会開催報告(6月30日(水)宇都宮医師会館)

千葉、城山、旭社保審査委員、鈴木、阿久津国保審査委員、井岡、吉沢健保理事の計7名が出席。審査状況についての検討と情報交換を行なった。

以前から患者がC Lの処方箋発行のみを求めて来院するケースがあるが、この場合、処方できない正当な理由がない限り、これを断ってはならない。自らの販売施設への利益誘導であるとされ、そのような例が支払基金に伝わった場合、今後査察を受ける可能性がある。これについては県内でも数例の苦情が届いているため注意するよう県の保険部会からも通知があった。また、メチコパールの適応は今後厳しくなり、糖尿病および脊椎管狭窄による末梢神経障害の二つのみが適応となる。特に兼科入院などで内科の審査委員がこれを審査した場合全て通らなくなるだろう。カルナクリンなどについても同様の事態が考えられる。

4. 「薬価基準の追補収載について」日眼医より送付

イソプロピルウノプロスト点眼液0.12%「ニッテン」薬価289.40円 緑内障・高眼圧症治療剤

ラタノプロスト点眼液0.005%「アメル」薬価618.40円 緑内障・高眼圧症治療剤

ラタノプロスト点眼液0.005%「イセイ」以下同文

ラタノプロスト点眼液0.005%「A A」

ラタノプロスト点眼液0.005%「N S」

ラタノプロスト点眼液0.005%「科研」

ラタノプロスト点眼液0.005%「キッセイ」

ラタノプロスト点眼液0.005%「K R M」

ラタノプロスト点眼液0.005%「ケミファ」

ラタノプロスト点眼液0.005%「コーワ」

ラタノプロスト点眼液0.005%「サワイ」

ラタノプロスト点眼液0.005%「三和」

ラタノプロスト点眼液0.005%「センジュ」

ラタノプロスト点眼液0.005%「タカタ」

ラタノプロスト点眼液0.005%「T S」

ラタノプロスト点眼液0.005%「T O A」

ラタノプロスト点眼液0.005%「トーワ」

ラタノプロスト点眼液0.005%「日医工」

ラタノプロスト点眼液0.005%「ニッテン」

ラタノプロスト点眼液0.005%「ニットー」

ラタノプロスト点眼液0.005%「マイラン」

ラタノプロスト点眼液0.005%「わかもと」

ラタノプロスト P F 点眼液0.005%「日点」

以上、平成22年5月28日

コンプト配合点眼液「萬有＝参天」薬価668.00円 緑内障・高眼圧治療剤

デュオトラバ配合点眼液「日本アルコン」薬価1,360.00円 緑内障・高眼圧治療剤

以上、平成22年6月11日

5. 日本眼科医会 社会保険見解集の送付にていて

平成22年5月20日、「日本の眼科」第81巻第5号の付録として各会員宛に送付された。

6. CL検査料の検査患者割合結果について

平成21年4月から22年3月までの1年間、各支部5施設で行った毎月のCL患者割合率に関する調査が終了し、現時点における集計結果が、日眼医本部より各協力機関へ送付された。患者割合は全体として12～14%で、栃木県は11～12%と全国平均よりやや低かったもよう。

7. 増殖性硝子体網膜症手術の保険請求要件について(6月5日(土))

硝子体手術の請求について、22年度改定で大きくアップした増殖性硝子体網膜症の請求割合が多すぎる、という問題がある。多くても20～30%程度が妥当と思われ、今後請求にあたっては症状や手術内容を詳記する必要があり、審査段階でも

返戻や文書注意をする事になる、との事。点数請求の基準は現在作成中で、6月13日の全国審査委員連絡協議会で検討したうえ、7月の理事会で決定する。その後日本眼科学会と共同で「日眼会誌」と「日本の眼科」に掲載する予定。

協議：1. 平成22年日眼医各支部健保担当連絡会 出席者と提出議題について（10月31日（日）東京プリンスホテル）

井岡理事が出席予定。提出議題は要望事項として「屈折、矯正視力検査の包括点数化へ向けての動きを防いでほしい」

2. 平成22年第2回栃木県社保国保審査委員連絡協議会の開催について

日眼医各支部健保担当連絡会が終了後に、各審査委員と連絡を取り平成22年11月中に開催する予定。

3. 平成22年度第2回栃木県眼科医会 健保研究会の開催について

第60回栃木県眼科医会集談会(10月15日(金)宇都宮医師会館)の終了後に開催予定。健保研究会については、各審査委員より、時間的な負担が大きいわりに質問も少なく、年に1回でもよいのでは、という提案があった。また、健保担当理事からは、一般会員と審査委員をつなぐ貴重な機会である事、大きな診療報酬改定があったかどうかで、参加者や質問も増減する事、春と秋の開催には、それぞれ改定直後の方針表明とその後の状況を見ての見直しや変更、といった別の意味合いがある事、などから残した方がいいのでは、という意見表明があった。理事全員で協議したが、当面現状のままとし、今後会員の意見なども聞いて開催方法を考えてゆく事となった。

[広報]

報告：1. 栃眼医会報第43号完成、配布

大野理事より報告。7月に会員に配布したが、その後22ページの栃木県眼科医会研究会の内容にミスがある事が判明したため、300部を印刷しなおす事となった。8月2日に再配布予定。

協議：1. 栃眼医会報44号の巻頭言、随筆の件

巻頭言に原副会長、随筆に大野先生を予定。

[学校保健]

報告：１．第2回学校保健部会出席報告（6月27日(日)護国会館）

苗加理事が出席。例年通り学校医の講習についての報告が行われた。また、第2回学校医研修会が平成22年10月14日(木)に開催される予定となった。

２．第34回全国学校医連絡協議の出席者と提出議題（7月25日(日) 東京プリンスホテル）

苗加理事が出席予定。議題は未定。

協議：１．日眼医より依頼の色覚受診者に関する調査の件(7月8日(木))

学校の定期健康診断での色覚検査は平成14年で終了したが、その後日眼医としては何らかの形で再開を考えている。ついては実態を確認するために、平成22年4月から24年3月までの2年間、医療機関で行われた色覚検査の調査をする事になった。各支部20施設を目標にしているため、本県でも理事全員が協力する事になった。

２．栃木県内の幼稚園の視力検査の実態調査の実施の件

5月29日(土)の関プロ支部長会議での討議に基づき、県内の幼稚園の視力検査の実態調査を行うとともに、今後どのような形で視力検査を実施していくか、検討する事になった。

[公衆衛生]

報告：１．栃木県眼科一次救急当番について

旭副会長が報告。4月11日(日)の総会で乱数表により順番を決定し、作成した当番表を会員宛に発送した。それに沿って一次救急を運営していく予定。

２．栃木県眼科一次救急診療当番表(改訂版)送付

平成23年9月23日までの当番表を各会員宛に送付済み。

３．日眼医より送付の2010年度「目の愛護デー」行事予定聞き取り依頼の件(7月14日(水))

福島理事が回答済み。

協議：１．「目の愛護デー」関連行事について(10月3日(日) 宇都宮市健康センター(ララスクエアビル9階))

一般講演の講師を自治医大の国松志保先生に依頼。演題は緑内障関連。その他目

の健康相談と無料眼圧測定を予定。告知として新聞への意見広告掲載(高橋(雄)理事)、ラジオへのスポットCM放送を約一週間、その他ポスター、チラシの配布。8月4日(水)に医師会館で最終打ち合わせを行う予定。

2. 栃木県眼科医会一次救急診療の辞退・免除について

言行に疑問の声があり、再検討することにした。

[医療対策]

報告：1. 日眼医より依頼の「眼鏡に関するアンケート調査」協力について

これまで通り、妹尾監事、大久保、大野、高橋(雄)理事の4名が担当する。

2. 日眼医より送付の「平成22年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」の件(7月6日)

医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について、開設者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体であること及び営利を目的とするものでない事に疑義を生じた場合には、当該開設者が医療法人であるか個人であるかにかかわらず、医療法第25条に基づき、報告徴収や税法上の帳簿書類(確定申告書、財務諸表、現金出納簿等の帳簿等)等の検査を行い、実態面の各種事情を十分精査した上で、必要に応じて指導を行う、とされている。これは前述の保険の報告3.に係る問題であり、会員各位はコンタクトレンズの処方について非営利性を疑われる事のないように注意をされたい。

[勤務医]

報告：1. 第15回栃木県眼科手術談話会 (5月21日(金)宇都宮市医師会館) 開催報告及び収支報告

53名が出席、盛会のうちに終了。

収支報告

収入：会費53,000円

支出：会場費6,500円 軽食代(55名分)62,250円 切手代・郵送料1,840円

合計70,590円

差額の17,590円は手術談話会の通帳から補填した。

その他演題の申込みや開催通知等(20,840円)は一般会計で負担した。

2. 平成22年度関プロ勤務医委員会出席報告 (5月29日(土)高崎市ホテルメトロポリタン)

上田理事が出席。

提出議題

- 1) メディカルクラークの現状について：各県の採用状況や仕事内容などについての報告があった。
- 2) 専門外来や専門的技術を担当していた医師が開業してしまった場合の対応：その後も大学病院での仕事を継続出来る体制を作る事が望ましい。
- 3) 新入医局員確保のための各支部での取り組みについて
- 4) 産休時の女性医師への支援について：各県の対応が話し合われた。
- 5) 関プロ出席委員のメーリングリストの作成について

協議：1. 日眼医より依頼の「支部内の新眼科医数調査」について(7月2日(金))

今年4月より後期研修医として新規登録された医師の人数につき上田理事が報告予定。獨協医大2名、自治医大1名であった。

2. 第11回勤務医連絡協議会の出席者と提出議題(11月21日(日)東京プリンスホテル)

上田理事が出席予定。議題は9月21日までに決める予定。

[日眼医連盟]

報告：1. 日眼医連盟より送付の「日本眼科医連盟委員会平成22年度第7回委員会摘録」の件

今回の参議院選挙で4名の候補を推薦したが、全員落選したとの事。

2. 参議院選挙の御礼(報告と御礼)の件(1.に同じ)

次回理事会は9月15日(水)に開催する。

以上

(吉沢 徹 記)